

## 令和4年度第2回 江別市子ども・子育て会議要旨

日 時：令和4年11月21日（月）10時～

場 所：江別市民会館37号室

出席者：江別市子ども・子育て会議委員11名

藤野友紀会長、榮忍副会長、石塚誠之委員、蛭谷俊明委員、太田まど香委員、久保祐紀委員、齊藤圭子委員、常盤忠明委員、松本直也委員、守屋環委員、若林卓美委員

江別市（事務局）7名

白崎健康福祉部長、東子育て支援室長、  
宮崎子育て支援課長、天野子ども育成課長、  
須藤子ども育成課給付係長、本田子育て支援課子ども家庭係長、  
今野子育て支援課子ども家庭係主査

傍聴者：0名

### ○次第

1 開会

2 議事

協議事項

①第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（案）について

②教育・保育施設の利用定員の設定及び確認について

3 その他

4 閉会

### 3 議事

#### ○藤野会長

次第3の議事に入ります。協議事項①『第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（案）について』、事務局から説明をお願いします。

#### ○今野子育て支援課子ども家庭係主査

それでは、第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（案）について説明します。資料の1ページをご覧ください。

第2期江別市子ども・子育て支援事業計画は、令和2年3月に策定したものです。市が展開する様々な子育て関連施策の充実を図り、子育て環境を整備することで江別市の子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み育て、就業と子育ての両立ができる社会の実現のため5年間の目標と取組をまとめたものであり、計画期間は令和2年度から令和6年度の5か年となっています。計画は子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、えべつ未来づくりビジョンの個別計画です。基本目標は3に記載のとおりです。

本日はご審議いただく中間見直しは、国が示す基本指針において「計画の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うこと」とされています。プランでは、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込みと提供体制」を定めています。

プランの中間見直しにあたり、まず江別市総合計画における人口推計を基に、令和5年度及び令和6年度の子どもの人口を改めて推計し、プランの子どもの人口の見直しを行いました。見直し後の子どもの人口を基に、直近までの実績等により現計画と乖離が生じる可能性があるもの等について、国の見直しのための考え方にに基づき、令和5年度以降の「量の見込みと提供体制」の見直しを行いました。

なお、当計画の見直しの範囲は、「第5章 量の見込みと提供体制」のうち「2. 将来の子どもの人口」、「3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制」、「4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」です。それ以外は、令和2年3月策定の「第2期江別市子ども・子育て支援事業計画」の内容を引き継ぎます。

2ページをご覧ください。国が示した中間見直しの考え方は掲載どおりです。「1 教育・保育給付（幼稚園、保育園、認定こども園等）」については、令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの人数の実績値がプランにおける量の見込みと比較して10%以上のかい離がある場合に見直しが必要となっています。多くても少なくとも見直しが必要となっています。具体的な手法としては、(Ⅰ) 実績値の把握、(Ⅱ) 実績値と量の見込みとの比較、(Ⅲ) 要因分析、(Ⅳ) 量の見込みの補正、(Ⅴ) 提供体制確保の内容を考慮して行うこととされています。

なお、形式的には見直し要件に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討すること、また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、令和5年度以降に見直しを行うこと

や、「量の見込み」の補正を実施するにあたり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応することとされています。

次に、「2 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、延長保育事業、一時預かり事業等）」については、教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、各事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要がある場合に見直しを行うこととされています。

3ページをご覧ください。「第5章 量の見込みと提供体制」のうち、「1. 教育・保育の提供区域」は引き続き、市全体を1区域として定めます。

「2. 将来の子ども人口」は、令和5年度と令和6年度の量の見込みを算出するにあたり、現在策定作業中である第7次江別市総合計画における人口推計をもとに、推計を行いました。実績は各年の4月1日現在の各年齢の子どもの数です。増減はその差です。

4ページをご覧ください。4ページ以降は量の見込みと提供体制の計画値、実績値、見直しの表をそれぞれの事業ごとに記載しています。表の赤線で囲った部分が見直し後の数字となります。赤線の中に数字が入っていないものについては今回の中間見直しでは現行計画のまま変更がないものとなります。

「3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制」の提供体制の見直しの方針は、「見直し後の推計子ども人口」に令和2年度及び令和3年度実績などに基づき算出した「子ども数に占める支給認定子ども割合」を乗じて量の見込みを見直しました。保育を必要とする「2号認定」及び「3号認定」については、引き続き、保育需要の状況等を把握しながら、幼稚園から認定こども園への移行や認定こども園の定員枠の見直しなど、既存施設を活用しながら、提供体制を確保していきます。

1号認定は、幼稚園、認定こども園に通う、満3歳以上の学校教育に通う就学前の子どもの見込みです。提供体制の見直しの考え方は、見直し後の子どもの人口により量の見込みは緩やかな減少となり、提供体制に不足は生じない見込みです。

2号認定は、保育園、認定こども園に通う、満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どもの見込みです。提供体制の見直しの考え方は、保育ニーズの高まりにより量の見込みは増加するものの、提供体制は概ね充足する見込みです。実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。

3号認定の1・2歳の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どもの受入れ先は、保育園、認定こども園、地域型保育事業所となります。提供体制の見直しの考え方は、保育ニーズの高まりにより、提供体制の不足が続いています。実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。

3号認定の1歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どもの受入れ先は、保育園、認定こども園、地域型保育事業所です。提供体制の見直しの考え方は、保育ニーズの高まりにより、量の見込みは増加するものの、提供体制は充足する見込みです。実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。

6ページをご覧ください。「4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」について説明します。

「(1)放課後児童クラブの提供体制の見直しの考え方」は、見直し後の推計子ども人口に令和4年度までの対象児童全体に占める入会児童数の割合、対前年増加率、入会児童数の

翌年度以降の入会継続率などを考慮し、量の見込みを見直します。

放課後児童クラブは、登録児童全員が毎日利用する訳ではないことから、一定程度提供体制を超過して児童の受け入れを実施しているため、提供体制は概ね充足する見込みです。引き続き、地域（小学校区ニーズ）を把握しながら提供体制の確保に努めていきます。

7ページをご覧ください。「(2) 利用者支援事業」は、子育てひろば「ぼこあぼこ」、市役所子育て支援室、保健センターの3か所で実施しています。提供体制の見直しの考え方は、子育てサービスや教育・保育施設の利用相談等、様々な子育て相談に対応しているほか、地域あそびのひろばや保健センターを会場に出張相談等も実施していることから、現状の体制を維持していくこととし、見直しは行いません。

「(3) 地域子育て支援拠点事業」は、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業で、具体的には子育て支援センター等です。提供体制の見直しの考え方は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に実績が下回っておりますが、見直しは行いません。

8ページをご覧ください。「(4) 預かり保育・一時預かり事業」は、幼稚園等では、教育時間終了後の在園時の預かり保育を、保育園等では、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。提供体制の見直しの考え方は、預かり保育及び一時預かりの利用は、いずれもプランを下回っており、量の見込及び提供体制を見直します。

「(5) 延長保育事業」は、保育認定を受けた子どもについて通常の利用時間以外において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。提供体制の見直しの考え方は、保育の提供体制の増加に連動し、実績値が計画値を上回っていることから、量の見込及び提供体制を見直します。

9ページをご覧ください。「(6) 病児・病後児保育事業」は、医療機関や保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が保育等を行う事業です。提供体制の見直しの考え方は、令和2年度から市内保育施設2か所に、運営費の一部を補助することにより、子どもの病中・病後の保育は、十分確保されています。新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に実績が下回っておりますが、見直しは行いません。

「(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）」は、保護者の疾病等の理由で養育を受けることが困難なお子さんを児童養護施設で預かる事業です。提供体制の見直しの考え方は、実績値と計画値がかい離している年度もありますが、年度ごとの実績にばらつきが生じる事業であることから、見直しは行いません。

10ページをご覧ください。「(8) ファミリー・サポート・センター事業」は、小学生までの子どもを有する子育て中の保護者において、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。提供体制の見直しの考え方は、計画値に対して実績値が下回っていますが、年度ごとの実績にばらつきが生じる事業であることから、見直しは行いません。

「(9) 妊婦健康診査」は、妊婦の健康の保持及び増進並びに経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用を助成する事業です。提供体制の見直しの考え方は、将来子ども人

口推計に基づき量の見込み（妊婦数）及び提供体制（健診回数）を見直します。

11ページをご覧ください。「(10) 乳児家庭全戸訪問事業」は、「こんにちは赤ちゃん事業」のことです。生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を主任児童委員または民生委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。提供体制の見直しの考え方は、将来子ども人口推計に基づき、量の見込みと提供体制を見直します。

「(11) 養育支援訪問事業」は、養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。提供体制の見直しの考え方は、実績値は、計画と大きくかい離しておらず、見直しは行いません。

#### ○藤野会長

ありがとうございました。ただいまの説明について質疑をお願いします。

#### ○若林委員

「3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制」の各認定の見直しの考え方に、実際ニーズに応じて提供体制を確保していきまると書いているところが多くありますが、具体的に提供体制の確保をどのように考えているのかという点と、また、提供体制の確保という意味で、後に出てくる預かり保育・一時預かり事業のうち、特に幼稚園型一時預かり事業の計画値と実績値のかい離について、幼稚園の保護者については就業していないご家庭も多いことから新型コロナウイルス感染症下における利用控えというところが少なからず影響しているのではないかと推察されますが、そのあたりの調査にはどのような方法をとっているのか。

#### ○天野子ども育成課長

まず4ページ見直しの方針の「幼稚園から認定こども園への移行や認定こども園の定員枠の見直しなど、既存施設を活用しながら、提供体制を確保していきます」の内容について、具体的に説明をいただきたいということですが、この次の協議事項にもありますとおり、現在保育認定と教育認定を同時に実施している認定こども園などは、保育認定への移行や、教育認定から保育の必要性の調整の部分で定員枠を拡大している部分があります。それは利用定員に関係する変動となることから、そういった部分で提供体制を確保していくという内容です。さらに、次年度大麻ひかり幼稚園も認定こども園に移行することも踏まえ、「既存施設を活用しながら提供体制を確保します」という表現になっています。

次に、預かり保育、一時預かり事業についてですが、幼稚園における在園時の預かりの実績値について、新型コロナウイルスの影響をどのように分析されているのかということですが、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で休園等を余儀なくされたことから、預かり保育も含めて利用が少なくなっていること自体はあり得ると思います。しかしながら、令和4年度の実績値については、9月時点で44,051という数字になっていますが、94,000くらいまでに復活するのではないかと見込みを立てている中で、令和5年、6年を95,000として推計させていただいたところです。

○石塚委員

延長保育事業について、令和3年度1,116、令和4年9月時点で1,094と想定よりも増加していることから、次年度以降の見直しを行っていると思われるのですが、実績値増加についてどのように考えているのか教えてください。

子育て短期支援事業ですが、会議の中で江別市の困っている保護者の方が活用できればという話があったかと思います。ファミリー・サポート・センター事業も含めてですが、こういった事業の実績値が増えていくことが、困っている保護者の方が助かっているという実態が見えてくるのかなと思いました。

○天野子ども育成課長

延長保育の見直しの数値については、令和3年度、令和4年度と保育園の開設数の増加に比例して延長保育自体の利用が伸びている状況です。令和4年度についても4月1日に5園が開設し、延長保育を開始すると利用者が増加するという形になりますので、1,200という数字に上方修正しました。

○石塚委員

ありがとうございます。保育園が開設されて延長保育を利用したいという方が増えているということは分かりました。もしかすると潜在的なニーズがもっと大きいかもしれないということを考えながら見直していく必要があるのかなと思いましたので、今後検討いただければと思います。

○藤野会長

他に意見等ありますか。よろしいですか。

それでは、第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（案）については、事務局からのご提案どおりということによろしいですか。

意見なし

○藤野会長

それでは、そのように承認します。

では、次の議題に移りたいと思います。次に次第3議事の協議事項②『教育・保育施設の利用定員の設定及び確認について』、事務局から説明をお願いします。

○須藤子ども育成課給付係長

それでは 資料2「教育・保育施設に係る利用定員の設定及び確認」について、説明します。

前回8月29日の第1回子ども・子育て会議において、市内教育保育事業者に行った施設の利用定員等に係る意向確認の結果について報告しましたが、その後、提供体制の精査

を進め、利用定員の設定及び確認について次のとおりとしますので、説明します。

表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

「1 制度の概要」ですが、子ども・子育て支援新制度では、北海道等の認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所からの申請に基づき、市町村が市町村事業計画に照らして、保育を必要としない満3歳以上の幼児が受ける1号認定、保育を必要とする満3歳以上の幼児が受ける2号認定、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児が受ける3号認定という認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付対象施設となることを確認し、給付費を支払うこととなっています。

なお、子ども・子育て支援法においては新たに施設の利用定員を設定する際には、子ども・子育て会議の意見を聴取する必要があると規定されています。

ページ上の表は、制度の基本的な仕組みを表していますので、ご参照願います。表の塗りつぶしている部分①は江別市が行う認可、②は江別市が利用定員を定めたうえで、給付対象として確認する仕組みを表しています。

続きまして、「2 利用定員の設定及び変更予定施設（確認予定施設）」の（1）令和4年度につきましては、家庭的保育事業所の「きみのいえ家庭的保育園」を令和5年3月31日で廃止いたします。

次に（2）令和5年度についてですが、新たに利用定員を設定し、確認を行う予定の施設が1施設あります。「(仮称)認定こども園大麻ひかり幼稚園」についてです。

現在の幼稚園から幼保連携型認定こども園へ施設類型を変更するもので、幼保連携型認定こども園となった場合の定員については、1号認定を71名、2号認定を41名、3号認定を30名の計142名の利用定員を設けるものです。なお、施設類型変更前の利用定員と比較すると、1号認定は34名の減員、2号認定は41名の増員、3号認定は30名の増員、全体では37名の増員となるものです。現在、道への認可申請の準備を行っている状況であり、認可が下り次第、給付対象施設として確認を受ける予定であります。

続いて2ページ目になりますが、「(3) 参考 すでに確認を受けた施設のうち、利用定員を変更する施設」についてです。4施設あります。すでに確認を受けた施設が、利用定員を変更しようとする場合においては、子ども・子育て会議において意見を聴取する必要はありませんが、利用定員全体の増減に関わるため、参考に説明します。

まず「認定こども園元江別わかば幼稚園」については、2号認定3歳児を8名増員し、1号認定を8名減員するものです。なお、今回の変更により2号認定の3歳児の定員が12名になることから、次年度以降、2号認定の4歳児、5歳児の定員についても、現在の4名から12名となるよう、順次拡大する予定です。

また、「あすかの森認定こども園」と「おおあさ認定こども園」については、ここ数年の利用実態に即するため、保育定員を変更するものです。

最後に「コープさっぽろ保育園アウリンコ」については、3号認定のうち0歳児を1名減員し、1歳児を1名増員するものです。

この結果、令和5年度における利用定員の見込は参考の表のとおり、今回新規に確認または定員変更予定施設1施設、すでに確認を受けた施設のうち、利用定員を変更する施設が4施設、定員変更のない幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設、企業主導型

保育施設42施設の合計47施設において、1号認定1,709名、2号認定1,149名、3号認定のうち、1・2歳児792名、0歳児220名となります。

先ほど協議いたしました「第2期江別市子ども・子育て支援事業計画中間見直し（案）」の提供体制の見直しの値と同数となります。

○藤野会長

ありがとうございました。ただいまの説明について質疑をお願いします。

○若林委員

(3)の利用定員を変更する施設についてお伺いします。2番、3番の認定こども園については現状に合わせて定員減ということでしたが、何年くらい続いての定員減少に至っているのか教えてください。

○天野子ども育成課長

こちらについては、新制度を導入した段階で、認定こども園の運用自体が不透明だった時期があり、教育認定と保育認定の整理の部分で過去調整ができなかった部分があり、施設の定員が120～130人でありながら、実は教育定員を実態に合わすような形で増やすようにという整理をしていたところ、その際に保育定員も減員して整理すればよかったです。その時点では待機児童が相当増えている状況で、それをもって保育定員を減少すること自体に説明ができない部分がありました。しばらくは事業所にもご負担をおかけしている状況があり、実質施設の規模からいうと今回減員する部分については受け入れが出来なかった部分でした。

ここ数年の施設整備の中で、国定義の待機児童が今年度3年ぶりに解消できたという提供体制の充足の中で、調整するタイミングとしては今なのではないかということで今回修正するに至ったところです。

○若林委員

ありがとうございます。説明よくわかりました。一点気になるところが、あすかの森認定こども園の3号定員の1～2歳の2名減少全体調整の関係でそうになっていると思いますが、前段の中間見直しの方では1～2歳については提供の不足が続いているという指摘がありますので、このあたりの調整をお考えいただいたほうがいいかなという意見です。

○天野子ども育成課長

従来から提供体制の不足部分については事業者様のご協力によって定員の弾力化による運用をいただいているところです。そういった中で対応していただけるものと考えています。

○藤野会長

他にいかがですか。よろしいですか。

それでは、教育・保育施設の利用定員の設定及び確認については事務局からのご提案どおりということによろしいですか

意見なし

○藤野会長

それでは、そのように承認します。

次に、次第3『その他』について、委員の皆様から何かありますか。特になければ、事務局から何かありますか。

○宮崎子育て支援課長

パブリックコメントの実施と次回の会議の日程について説明します。

まず、本日審議いただいた第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し(案)については、ご審議の結果、ご意見なしということで、事務局提案どおりの形で見直し案とさせていただくことに決まりましたので、令和4年12月末から令和5年1月末の概ね一か月間でパブリックコメントを実施したいと考えています。パブリックコメントでお寄せいただいた市民皆様の意見を踏まえた結果、最終的な中間見直しの案を協議していただく必要がありますので、次回会議日程については、2月頃に開催予定です。会議が近くなりましたら、委員の皆様にも、事前に日程調整をさせていただく予定です。

○藤野会長

委員の皆さん、よろしいですか。

それでは、本会議で予定している事項についてはすべて終了しました。今後もよろしくお願ひします。

以上で令和4年度第2回子ども・子育て会議を終了します。